

議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年3月6日

大阪府議会議長 三田勝久様

提出者

大阪府議会議員	森和臣	杉本太平
	肥後洋一朗	

賛成者

大阪府議会議員	坂上敏也	金城克典
	笹川理	角谷庄一
	河崎大樹	中川あきひと
	池下卓	上田健二
	徳永慎市	しかた松男
	中村広美	山下浩昭

## 議員提出第1号議案

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例一部改正の件

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十年大阪府条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
大阪府議会議員の議員報酬の月額は、平成二十年八月一日から令和五年四月二十九日までの間において、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第二十一号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。	大阪府議会議員の議員報酬の月額は、平成二十年八月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第二十一号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提 案 理 由

本府の財政状況は、改善しつつあるものの、依然として厳しい状況であることから、府議会として財政再建に率先して協力するため、議員報酬の30%の削減を定めた現行の特例条例の適用期限を令和5年4月29日まで延長するものである。